

平成 29 年 7 月 18 日

地方創生担当大臣あて要望書「国家戦略特区の運営について」（6 月 26 日付）

に関する申し入れについて（回答）

新潟市長 篠田 昭

2017年7月3日に申し入れを受けた表題の件についてお答えします。なお、関連する項目は纏めて回答します。

はじめに、このたびの大臣への申し入れについては、今後も本市の特性を活かし、地域の活性化につながる規制緩和について積極的に取り組んでいきたいという本市の基本的な立場を踏まえて行ったものです。

- 1) このたびの申し入れは、報道等において特区そのものについて正確な情報が伝わらず、特区法の停止等に関する法案が提出されるなどの動きがあるなか、本市として国家戦略特区の取り組みを止めるべきではないという意見を大臣に申し上げる機会ととらえ参加したものです。
- 2) 文書には民間議員や関係自治体それぞれの考えが含まれていると認識していますが、全体として特区の取り組みを前進させようとする点において本市の考えと齟齬が無いのでしたものです。

今治市の区域計画に記載された加計学園の獣医師の養成に係る大学設置の特定事業については、本市の区域計画の事業ではないため発言する立場ではありません。

なお、自治体としての発言も求められたため大臣には本市の意見を以下3点について述べました。

- ①本市は規制緩和の有無にかかわらず、地域を活性化することを目的としてきた。
- ②特区は地域によい効果をもたらし、地域が元気になることを広くアピールする必要がある。
- ③特区の効果をさらに広げ、新潟の成功事例を全国展開し、日本全体の活性化につなげるべきである。

また、規制省庁側の立証責任については、提案に対し関係省庁から不同意の判断が出た場合に、その理由を確認することは基本的なことと考えています。

なお、国家戦略特区における規制緩和は、規制緩和を提案した区域はもとより、他の指定区域での活用の評価を踏まえ、その成功事例を全国に展開することで経済成長に繋げることを目的としています。

本市では、現在の規制が時代にそぐわないことや規制緩和により、より効果的な事業が出来るものとして関係者からの理解を得たうえで事業を行っており、既に誰かが持っている利益を特定の事業者に移転するものではないと考えています。

- 3) 諮問会議への申し入れについては、本市が他地域の案件を申し入れる制度とはなっておりません。